

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神戸市民病院機構の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については給料、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、役員が職員を兼ねるときの役員の報酬は、地方独立行政法人神戸市民病院機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)又は地方独立行政法人神戸市民病院機構嘱託職員就業規則(以下「嘱託職員就業規則」という。)を適用する。

(給料の支給日)

第3条 給料の支給日は、職員給与規程の規定の例による。

(給料)

第4条 常勤の役員の給料の額は、月額1,142,000円以下で理事長が定める。

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与の額及び支給に関しては、職員給与規程に規定する期末手当及び勤勉手当又は嘱託職員就業規則に規定する一時金の例による。

2 理事長は、前項の賞与の額について、地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の90から100分の110の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当は、日額30,000円とする。

2 前項に定める額は、法令に基づき控除すべき金額を控除した後の金額とする。

3 第1項に定める額のほか、非常勤の役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(退職手当)

第8条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。ただし、役員が職員を兼ねるときは、地方独立行政法人神戸市民病院機構職員退職手当規程に基づいて支給する。

(旅費)

第9条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、決定の日から施行する。ただし、平成21年4月1日に遡及して適用する。